

テオナカード会員規約

第1条 テオナカード会員

- 1 テオナカードの運営は、バルニバーピグループ(以下「弊社」といいます。)が行います。
- 2 テオナカード会員(以下「会員」といいます。)とは、本規約を承認の上、弊社が運営する鹿屋アスリート食堂各店、10 OVER 9 RUN CUBE 各店、又はイベント会場等にてテオナカード(以下「カード」といいます。)の入会を申し込まれ、弊社の定める所定の手続きを完了されたお客様、または、鹿屋アスリート食堂ホームページ、専用アプリから登録を完了されたお客様を意味します。

第2条 カードの発行と取扱い

- 1 カードは所定の入会手続きをされ、ご入会いただきましたお客様に、弊社が会員証としてお一人様に1枚を発行いたします。尚、入会の際に提供された必要事項等の情報に虚偽の内容があった場合には、第3条に定めるとおりカードの利用はできなくなります。
- 2 会員は、カードのご署名欄に自書していただけます。万一、署名がないカードをご提示された場合、第10条に基づく本人確認資料の提示を求めたり、カードの利用をお断りする場合がございます。
- 3 カードは会員のみがご利用いただけます。
- 4 カードの所有権は弊社にあり、会員本人以外への貸与・譲渡または担保の設定をすることはできません。また、弊社からの要求がありました場合は、直ちにご返却いただけます。
- 5 カードそのものの有効期限はございません(第6条に定められた、ポイントの失効はございます)。
- 6 退会を希望されるときは、弊社所定の手続きに従って、退会の手続きをして頂きます。
会員の地位は、一身専属的なものであり、会員本人が死亡したときは、退会したものとみなします。

第3条 カードのご利用

- 1 カードは、鹿屋アスリート食堂各店及び10 OVER 9 RUN CUBE 各店にてご利用いただけます。
- 2 会員は、鹿屋アスリート食堂各店及び10 OVER 9 RUN CUBE 各店にて商品・サービス(以下「商品」といいます。)をご購入の際に、お会計のご精算前にカードの提示があった場合、第4条の特典を受けることができます。
- 3 会員に、本規約に反するカードのご利用・お取扱いがあった場合、会員に不正行為や入会の際に提供された情報に虚偽の内容があった場合、その他弊社が会員として不適切と判断した場合には、そのカードの利用を停止し、蓄積されたポイントを失効させ、又は会員から除名させていただく等の措置をとることがあります。

第4条 会員の特典

- 1 ポイントの付与
会員は、商品購入の都度、ポイントが付与されます。ポイントは、商品の購入本体価格に応じ、1円につき1ポイントにて会

員情報として蓄積されます。ただし、ポイントの付与後に、商品の返品、キャンセルその他弊社がポイント付与を取り消すことが適当と判断した場合、弊社は、付与されたポイントを取り消すことができます。

2 ドネーション(寄付)

獲得されましたポイントは、1ポイントにつき0.01円で換算し、未来のオリンピック・パラリンピック育成支援を目的としてドネーション(寄付)、その他弊社が指定するものに利用することができます。尚、ドネーション(寄付)については、500ポイント毎の利用となり、専用アプリ等の弊社指定の方法により行って頂きます。

第5条 ポイントの制限

- 1 現金・クレジットカード・その他弊社が指定する決済方法でのお支払の場合にポイントを付与いたします。
- 2 いかなる場合でもポイントの換金、譲渡、質入れその他一切の処分はできません。
- 3 弊社は、ポイントの失効等について、何らの補償も行わず、会員及び第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第6条 ポイントの有効期限

最終のカードのご利用日から2年間を過ぎてご利用が無い場合、会員情報として蓄積されましたポイントは失効いたします。

第7条 ポイント利用の一時停止等

- 1 カードの利用、ポイントの利用等については、コンピュータにて管理しておりますので、コンピュータの障害等で一時的にカードのご利用ができなくなる場合がございます。この場合、弊社は、カードが利用できなかったことについて、何らの補償も行わず、会員及び第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。あらかじめご承知おき下さい。
- 2 弊社は、カードの利用、ポイントの利用等について障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータ等の傷害によるシステム中断・遅滞・中止データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他会員に生じた損害について、弊社は一切の責任を負いません。

第8条 カードの紛失・盗難・汚損・破損等

- 1 カードの紛失・盗難・汚損・破損等が発生した場合は、速やかに各店にご連絡ください。各店で無償にて再発行の手続きをいたします。
- 2 再発行時にポイントの引継ぎを行うことができます。
- 3 第1項の再発行をする場合、第10条に基づく本人確認をさせていただきます。

第9条 登録住所等の変更

- 1 ご登録いただきました住所、氏名、電話番号、メールアドレス等が変更となった場合は、所定の届出用紙に必要事項をご記入の上、弊社各店にお申し出ください。または、鹿屋アスリート食堂ホームページ、専用アプリから変更登録をお願い致します。

- 2 前項の登録情報の変更をする場合には、第10条に基づく本人確認をさせていただきます。

第10条 本人確認資料の提示

カードに署名なき場合や紛失、汚損等によりカードを再発行する場合、再発行カードへポイントを引き継ぐ場合、住所等の登録情報の変更を行う場合は、運転免許証等で会員本人であることを確認させていただきます。

第11条 個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意

会員及び入会を申し込まれたお客様は、ご登録いただき、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス等、および弊社所定の方法にてお申し出いただいた事項の情報(以下「個人情報」といいます。)の収集・利用・提供および登録に関し、以下の内容に同意していただくものとします。

- ① 会員の個人情報は、ポイントの管理、アフターサービス、取扱商品のご案内等、会員の利便性を図ることを目的とした総合的なサービスのご提供のために利用いたします。
- ② 会員の個人情報は、①の利用目的の範囲にて、弊社で共同利用します。
新たに情報を提供するグループ会社が出た場合は、電子メール・郵便・店頭告知またはインターネット上での公表など、適切な方法にてお知らせします。
- ③ 会員の個人情報の事務処理を一部外部委託いたします。尚、外部委託する場合は、弊社と外部委託先との間で必要な契約を締結し、適切な管理監督を行います。
- ④ 会員の個人情報に対して、必要な保護措置を行ってまいります。

第12条 個人情報に関する請求窓口

個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する請求は、第三者への会員情報漏えい、第三者による個人情報の改ざんを防止するため、弊社または各店において承ります。その際、ご本人であることが確認できる運転免許証、パスポート等の確認可能な証明書をご持参願います。代理人である場合は、委任状等代理人であることを証明できる資料のご提出をお願いします。

第13条 個人情報取扱の不同意

会員もしくは入会を希望されるお客様が、本規約に定める個人情報の取り扱いに関しまして承諾できない場合、又は入会の際に提供すべき必要事項等の情報提供しない場合にはカードの発行ができない場合がございます。カードの発行ができない場合、もしくは入会の際に提供すべき必要事項等の情報書に虚偽の情報を記載された場合、ポイントの提供はできませんので、あらかじめご了承ください。

第14条 個人情報の開示・訂正・削除等

1 会員は弊社に対して、個人情報保護法の定めに基づき会員自身の個人情報を開示するよう請求することができ、弊社

は、会員ご本人からの請求であることを確認の上で、会員に対し、遅滞なく開示を行います(当該個人情報が存在しないときにはその旨を通知いたします。)ただし、個人情報保護法その他の法令により、弊社が開示の義務を負わない場合は、この限りではありません。なお、個人情報の開示につきましては、手数料(1件あたり800円<税込>)を頂戴しておりますので、あらかじめご了承ください。

2 会員は自己の個人情報に基づく開示結果により、登録処理内容の誤りなどが判明した場合、個人情報保護法の定めに基づきその内容の訂正または誤った情報の削除を要求することができ、弊社は会員本人からのご請求であることを確認の上で遅滞なく必要な調査を行い、個人情報保護法の定めに従い、訂正または削除に応じるものとします。

第15条 カード・個人情報問合せ窓口

弊社の個人情報の取扱いに関するお問合せにつきましては、下記連絡先までお願いします。

株式会社アスリート食堂

東京都千代田区神田錦町三丁目21番地

TEL 03-3233-6566

電話受付時間

平日 11:00~23:00

土日祝 10:00~21:00

E-mail support@athlete-restaurant.co.jp

第16条 規約の変更・終了

1 弊社は本規約を会員に予告なく変更し、あるいは一定の告知期間を設けたうえでカードの運用を中断または終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

2 前項により会員に何らかの障害、損害等が生じた場合であっても、弊社は一切の責任を負いません。

第17条 その他

本規約の解釈等に疑問が生じた場合は、弊社は信義誠実の原則に基づいて解決するように努め、会員はその決定に従うものとします。

2015年8月26日

バルニバービ グループ

ランキューブ会員規約

第1条 定義

本会則は「ランキューブ」(以下「本クラブ」という)の会員ならびに本クラブに入会しようとするものに適用されるものとします。

第2条 目的

本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設を利用し、心身ともに健康維持および健康増進をさせるとともに会員相互の親睦並びにランニングライフの充実を図ることを目的とします。

第3条 運営

本クラブのすべての施設は、バルニバービグループ(以下「会社」という)が、運営し、会社は管理運営に当たる事務所を設置します。

第4条 会員制

- 1 本クラブは会員制とします。
- 2 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件、および特典については別に定めます。
- 3 会員は、本クラブ諸施設を利用する時には、常に会員証を提示しなければなりません。

第5条 入会資格

本クラブの入会資格は以下のとおりです。

- 1 健康状態が本施設を利用するについて支障の無い方。
- 2 支払いに有効なクレジットカードを所有している方。
- 3 当社からの連絡が可能な電話番号を所有している方。
- 4 本クラブの諸施設の利用に耐えうる所定の健康状態であることを自らの責任のもとに会社に申告した方。
- 5 反社会的勢力で無い方、また反社会的勢力に関わりが無い方、且つ将来もこれに該当しないことを保証する方。
- 6 伝染病、その他、他人に伝染および感染する恐れのある疾病のない方。
- 7 本規約に同意し、その他利用規則を遵守できる方。
- 8 過去に本クラブ又は会員制スポーツクラブ等により除名などの通告を受けていない方。

第6条 入会手続き

本クラブに入会しようとするものは、本規約に同意したうえで、以下に定める手続きを行わなければなりません。

- 1 ホームページの申し込みフォームより得られたデータを元に、会社は会員証を作成し、来館時に当人に手渡します。その際、所定の必要書類において本人確認を行います。当施設の利用規約を記載した書面に同意の署名をしたのち入会手続きが完了後、会員証を交付するものとします。
- 2 会社は会員に対し、会員1人につき1枚の会員証を交付するものとします。

第7条 会員登録期間

会員の登録期間は、前条により会員資格を取得した日から1年間とします。ただし、登録期間満了日の1ヶ月前までに会社または個人会員本人が何らかの異議を申し立てなければ、登録期間は期間満了日の翌日から起算して更に1年間同一条件をもって延長されるものとし、当該延長に関して登録料は一切かからないものとします。

第8条 初期登録料・諸会費・諸費用

- 1 会員区分ごとの初期登録料・諸会費・諸費用は別に定めます。
- 2 会員は、自分の選択したクレジットカードの決済日に、会費を徴収されることを承諾します。カード引き落としが不能の場合は、当社への支払い義務を負います。
- 3 納入した初期登録料、および諸会費・諸費用はこれを返還いたしません。

第9条 会員証

- 1 会員証は、記名人以外は使用することができないものとします。
- 2 会員は、会員証を紛失した場合、直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行を申請するものとします。
- 3 会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに会社へ返還しなければならないものとします。

第10条 記名人の変更

会員の記名人変更は、できないものとします。

第11条 諸規則の遵守

本クラブ諸施設利用にあたり、本規約及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うとともに、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第12条 損害賠償責任免責

- 1 会員が本クラブ施設の利用中、会員の責に帰する事由により会員自身が生じた損害について、会社は当該損害に関する責を負いません
- 2 会員が、本クラブ施設から外出し、戸外でのトレーニング中、会員の責に帰する事由により会員自身が受けた損害についても同様に会社は当該損害に関する責を負いません。

第13条 会員の損害賠償責任

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第14条 退会

- 1 会員資格は、退会の申し入れがあるまで自動継続されます。
- 2 退会の申し入れは、店頭でのお申し出頂き、所定の書面に署名していただきます。電話でのお申し入れについては一切受け付けいたしません。
- 3 退会日は店頭での書類記載日の当月末とします。日割りは設定いたしません。
- 4 退会時に会費の未納があった場合は、退会後においてもクレジットカードの請求がかかる場合があります。

第15条 休会・会員種別変更

- 1 会員種別の変更はお申し入れのあった月の翌月1日からとなります。お申し入れが当月21日を過ぎた場合は翌々月1日からの変更となります。
- 2 会員種別の変更は店頭でお申し出頂き、所定の書面に署名していただきます。電話でのお申し入れについては一切受け付けいたしません。

第16条 会員資格の喪失

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。その場合、速やかに会員証を返還しなければなりません。ただし、初期登録料、諸会費及び諸費用は返還しないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれらを請求する権利を有します。

- 1 会員の都合により退会を申し出、会社がこれを承認した場合。
- 2 第17条により除名された場合。
- 3 会員本人が死亡した場合。
- 4 経営上やむを得ない事由により、本クラブ施設の全部を閉鎖した場合。

第17条 会員除名

次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することができます。

- 1 本クラブの規約および諸規則に違反した場合。
- 2 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくない行為をした場合。
- 3 クレジットカードの支払いが2ヶ月連続で不可になった場合。
- 4 法令に違反する、または社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
- 5 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
- 6 会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合。

第18条 施設の一時的封鎖、一時的休業

次の各号に該当する場合、会社は諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予定されている場合については、一週間前に会員に対しその旨を当社HP、メールマガジン、店頭にて告知します。ただし、これにより会員の会費支払い義務が軽減され、又は免除されることはありません。本条すべての条項において、適用された場合、理由の如何を問わず本クラブ会員は、本クラブに対して、損害賠償等を請求することはできないものとする。

- 1 気象災害、その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 2 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。
- 3 定期休業等による場合。
- 4 その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第19条 利用の禁止

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止します。

- 1 刺青、タトゥーのある方。
- 2 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
- 3 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
- 4 飲酒されている方。
- 5 医師から運動を禁じられている方。
- 6 過去に会社より除名の通告を受けた方。
- 7 その他、正常な施設利用ができないと会社が判断した方。

第20条 諸費用の変更並びに運営システム変更について

- 1 会社は、本規約に基づいて会社が負担すべき諸費用について会社が必要と判断した場合、これを変更することができます。
- 2 前項同様に施設運営システムを、会社が必要と判断した場合、これを変更することができます。
- 3 前2項の変更の場合、会社は一ヶ月前までに、全会員にこれを告知します。

第21条 更衣室、シャワーブースなどの利用方法について

利用者はクラブ内の各施設について、マナーを守り適切にこれを使用しなければなりません。

- 1 更衣用ロッカーは利用者一人につき、1スペースのみの利用とする。むやみに複数のロッカーを使用して他の利用者の迷惑にならないようにします。
- 2 更衣スペースでの飲食は、水分等の補給を除き原則禁止とします。著しく臭いが出るものなど、他の利用者の迷惑になるものは禁止します。
- 3 更衣用ロッカーは他の利用者も使用するので、清潔に使用すること。忘れ物は保管可能なものについては会社が3ヶ月間保管しますが、汚れた衣服、保管に耐えないものは会社の判断により廃棄します。
- 4 貴重品に関して、万が一更衣室内で盗難が発生しても、会社は一切その責を負いません。
- 5 シャワーブースは数が限られるため、混雑時、著しく占有したりしないでください。エコロジーに配慮し、節水に心がけてください。

- 6 備え付けのシャンプー・リンス・ドライヤーなどを持ち帰らないでください。もしそのような行為が発覚した場合は即時利用を禁止します。

第22条 禁止事項

会員は、本施設内での次の行為はすることができないものとします。

- 1 施設内での喫煙等行為。
- 2 泥酔状態で本施設を利用する行為。
- 3 定められた場所以外での飲食行為。
- 4 本施設内で睡眠をとる行為。
- 5 周辺住宅等に迷惑となる行為(大声等の騒音を出す等)、本施設の属するビル周辺で迷惑になる行為。
- 6 物品販売、宣伝広告等の営業行為。
- 7 風紀をみだす行為。
- 8 その他、他人に迷惑を及ぼす行為および不快感を与える行為。
- 9 公の秩序または善良な風俗に違反する行為。
- 10 会社の従業員の指示や制止を受けたにも関わらず、これに従わない行為。

第23条 個人情報

会社が個人情報保護法に基づき会社の有する会員情報の取扱い、および利用に関しては別に定めます。

第24条 会則の改定

会社は、規約等の改定を行うことができます。なお、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。変更後の規約の効力発生時点を明らかにするために、変更後の規約等は、会社が別途会員に告知する場合を除いて、店頭での表示およびホームページに表示した時点より効力を生じるものとします。

附則

附則1 [契約ロッカーの利用方法]

- 1 ロッカーの使用可能日は、メンバーカードを受領し、会員資格を取得した日からとします。
- 2 ロッカー番号はカード受領時、空いている番号を希望に従い、選択します。ただし、性別により会社側が場所を指定する場合があります。ロッカーの位置により料金の差は生じません。
- 3 ロッカーには、シューズ・ウェア・着替え・アメニティ用品以外のものを入れないでください。貴重品は盗難などの被害があっても、会社は一切の責はありません。
- 4 雨天時に使用したシューズ・ウェアなどは必ず持ち帰ってください。
- 5 食料・生物・その他、漏水の原因となるもの、臭いの発生原因となるものを入れないこと。これらが原因となり第三者が被害をこうむった場合は、所有者の責により賠償に応じなければなりません。漏水・悪臭の発生した場合、本クラブのスタッフは契約会員の許可なく、ロッカーを開け、問題に解決にあたることができます。
- 6 契約したロッカーは第三者に転貸することはできません。
- 7 ロッカーの使用は本人に限ります。不特定多数でこれを共有使用することはできません。
- 8 退会される場合、ロッカー内部の荷物は退会日までに必ず持ち帰ってください。
- 9 退会となった場合、ロッカー内部の荷物は1ヶ月間、会社が保管します。